

令和 7 年第 2 回津南町議会臨時会会議録 （ 3 月 26 日 ）

招集告示年月日		令和 7 年 3 月 18 日			招集場所		津 南 町 役 場 議 場	
開会	令和 7 年 3 月 26 日 午前 10 時 00 分				閉会	令和 7 年 3 月 26 日 午前 11 時 55 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議 員 名	応招等の別	議席番号	議 員 名	応招等の別		
	1 番	月 岡 奈 津 子	応・出	7 番	風 卷 光 明	応・出		
	2 番	滝 沢 萌 子	応・出	8 番	石 田 タ マ エ	応・出		
	3 番	村 山 郁 夫	応・出	9 番	栞 原 洋 子	応・出		
	4 番	関 谷 一 男	応・出	10番	吉 野 徹	応・出		
	5 番	久 保 田 等	応・出	11番	江 村 大 輔	応・出		
	6 番	筒 井 秀 樹	応・出	12番	恩 田 稔	応・出		
地 方 自 治 法第 121 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職・氏名 (出席者： ○印)	職 名	氏 名	出席者	職 名	氏 名	出席者		
	町 長	桑 原 悠	○	農 林 振 興 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	太 田 昌	○		
	副 町 長	根 津 和 博	○	観 光 地 域 づ くり 課 長	村 山 詳 吾	○		
	教 育 長	島 田 敏 夫	○	DMO推進室長				
	農業委員会長			建 設 課 長	鴨 井 栄 一 郎	○		
	監 査 委 員			教育委員会教育次長	高 橋 昌 史	○		
	総 務 課 長	鈴 木 正 人	欠	ジ オ パ ー ク 推 進 室 長				
	福祉保健課長	野 崎 健	○	会 計 管 理 者				
	税 務 町 民 課 長			病院事務長	小 林 武	○		
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長		保 坂 晃久		班 長	太 田 一 規
会議録署名議員		3 番	村 山 郁 夫		8 番		石 田 タ マ エ	

〔付議事件〕 （ 3 月 26 日 ）

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 39 号 津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 40 号 津南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 41 号 財政調整基金の処分変更について |
| 日程第 6 | |
| 日程第 7 | |
| 日程第 8 | 議案第 44 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和 7 年第 2 回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、3 番、村山郁夫議員、8 番、石田タマエ議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第 39 号 津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議長（恩田 稔）

議案第 39 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

児童扶養手当法施行令及び特別児童手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律など、国の法改正により県の事業実施要綱が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 39 号について採決いたします。

議案第 39 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 40 号 津南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 40 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南病院の療養病床について、適正な職員配置及び病床の転換を予定しているため、病床数の削減をするものです。

細部につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

病院事務長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7 番、風巻光明議員。

(7 番) 風巻光明

この新旧対照表で私の認識が間違っていたら御指摘いただきたいのですけれども。新しくは、旧の一般病床を地域包括ケア病床に全部変えるというような認識でいたのですけれども、これは全く横並びで 40 床になっています。これは認識不足で申し訳ないのですけれども、御説明ください。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

議員おっしゃるとおり、地域包括ケア病床に 4 月 1 日から転換する予定でございます。一般病床につきましては、40 床行うというなかでの議案は 3 月定例会で可決いただきました。算定の中では地域包括ケア病床の算定をいたしているところでございます。区分といたしましては一般病床となつてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 40 号について採決いたします。

議案第 40 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よつて、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 41 号 財政調整基金の処分変更について

日 程 第 6

議案第 42 号 令和 6 年度津南町一般会計補正予算（第 19 号）

日 程 第 7

議案第 43 号 令和 6 年度津南町病院事業会計補正予算（第 3 号）

議長（恩田 稔）

議案第 41 号から議案第 43 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 41 号から議案第 43 号まで一括して主なものを説明いたします。

総務課関係では、歳入で、普通交付税及び特別交付税の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減、基金運用収入の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、財政調整基金及びニュー・グリーンピア津南運営支援基金繰入金の減。歳出で、役場公用自動車管理費の増、各種基金及び基金利子積立金の増、定額減税補足給付金の減、ニュー・グリーンピア津南施設修繕料の減、ふるさと納税関連事業費の増などでございます。

福祉保健課関係では、歳入で、児童手当国庫負担金及び県負担金の減、灯油購入費助成事業県補助金の増。歳出で、民生児童委員協議会補助金の増、新たに住民税非課税となる世帯への給付金の減、児童手当の減などでございます。

農林振興課関係では、歳入で、雑水山第 2 発電所施設管理運営基金及び農業振興基金預金利子の増。歳出で、今申し上げました二つの基金の利子積立金の増でございます。

建設課関係では、歳入で、除雪事業国庫補助金の増。歳出で、除雪隊の報酬及び除雪機械借上料の増でございます。

教育委員会関係では、歳出で、人材育成事業報酬費及び社会教育各種学級講師謝金の増でございます。

病院事業会計では、収益的収支において、医業収益の減、補助金の増等、事業完了を見据えた収益的収支及び資本的収支の補正でございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

副町長（根津和博）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）、病院事務長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

病院事業会計の件について伺います。先般の全員協議会でも御説明いただきましたが、この度の病床削減による転換補助金 1 億 5,500 万円については経常収支に入っております。これは経常収支ではなく、というのは、令和 6 年度事業の中で発生したことではないわけですので、経常収支ではなく、特別収益として計上すべきではないかと全員協議会の時に質疑がありましたが、これについて、病院事務長は県のほうにも確認をするということでした。これは特別収入のほうに入れるということは、会計上はおかしいのでしょうか。それを 1 点、伺います。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

まず、説明が足りなくて申し訳ございません。こちらにつきましては、転換に対する補助金ではなく、病床廃止に対する補助金でございます。よろしくお願いします。実際、収益的収支に計上させていただいた経緯も含めまして、3月31日付けで廃止というなかで発生いたしました事項につきまして、令和6年度会計に繰り入れさせていただいているものでございます。事業主体は県ということになりますので、県を通して。確認ということでございますけれども、これにつきましては、病院事業という中でのことで特別な会計の指示はございません。今年度事業に携わっていることで、発生主義というなかで会計を計上させていただきました。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

令和6年度事業には間違いないのですけれども、経常収支に入れるのはおかしいのではないかという全員協議会の時の意見だったのですが、県には確認をしなかったということですね。というのは、私が思うに、この医業外収益の県の補助金の中に入っている、例えば処遇改善の補助金だとか、こういうものは当然その年度の中でその年度の事業として、また、それに対する支出も出てきているわけです。ですので、ここの所に入って当たり前だとは思いますが、今回の病床削減の補助金については、平成28年度から休床していたものをただ今回、手続上の問題で廃止をしたということですので、令和6年度収支には入るけれども、経常収支には入らないのではないですかという疑問なのです。

副町長の御意見はいかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

特別損益になりますと、例えば、財産を売ったその収入とか、特別な場合です。今回の場合は、令和6年度に国県が定めた補助金、こういう事業ができましたということで申請したもので、補助金という考え方でこちらの県の補助金に上げさせてもらったということで、私はこのやり方で良いのではないかと考えております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

その時にほかの議員からの意見もありましたけれども、やっぱりここで通常の経常収支という意味合いからすると、非常に誤解を招きやすいですね。経常収支だと、前年度対

比というものが当然出てきますから、そうすると、その度にこの１億５,５００万円は特別な何かだったのだという話もしなければならないと思うので、私はこれは特別収益に入れるべきだと思います。経常収支の中に入ってしまうと、住民に対しても、病院の令和６年度収支はこれだけだったのだ、町からの赤字補填は当初の３億何千万円で済んだのだという認識になってしまいがちですので、やはりこれを明確にするためには、私は特別収益に上げるべきだと思います。資産のどうのこうのというのは資本的収支に関わるものだと思いますし、この点についてはどうしてもおかしいと思います。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

御質疑いただいた事項につきましては、私どもも検討させていただいてございます。実際、国のほうの目的といたしましては、病床削減に対する医療機関の支援策というなかで、今後、発生する可能性もございます経費の増、あるいはこれまでの増、そういった所に対する支援策だという認識でございます。そういう考えから、収益的収支に計上させていただいたものでございます。

議長（恩田 稔）

１１番、江村大輔議員。

（１１番）江村大輔

補正予算第１９号の４ページ、繰越明許費のニュー・グリーンピア津南整備事業で業務が完了していないため繰越しをお願いするという説明でしたが、これについて３点、お願いします。

運営管理分析支援事業、弁護士業務ということだと思うのですが、その何の業務が完了していないのかというのが１点目。

２点目は、契約（満了）日は３月３１日ですが、業務が契約日に完了していないことを町としてはどのように捉えているのか。

３点目は、両業務共になのですけれども、契約上、問題は発生しないのかという、この３点をまずお聞かせください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

まず、１点目、何の業務が完了していないのかというところでございます。ニュー・グリーンピア津南さんは御承知のとおり、来年度９月で契約期間が満了するなかで、今、次の支援策を考えているところでございます。議員への行政報告、勉強会でも説明してありますとおり、４月中旬にならないと新たな提案が出てこないというところがまだ完了してい

ない大きいところでございます。契約の中には、本不動産の分析、提案及び調査業務とありますが、この提案の所が不完全であるというところでございます。

あと、完了していないことをどう町は考えるかというところでございますが、かなり大きな案件でございますので、慎重にしなければならない、急いではないということ、ここの契約期間の延長は致し方ないと考えているところでございます。

法律的にということでございますが、どの法ということは分かりませんが、これは相手側、サヴィルズ・ジャパン(株)さんも了解しているところございまして、契約期間の延長については特に問題は無いと認識しております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

業務なのですけれど、新たな提案というので仕様書を議員はもらっているわけなんですけれど、今後の管理運営の在り方についての分析、提案という文言なわけなんです。今後の管理運営の在り方の提案だと文章的にはそう見えるのですが、新たな提案というのは、管理運営の在り方の新たな提案という認識で良いのか、もう一度お聞かせください。

二つ目の契約日に完了していない、慎重にということなんですけれど、あと 6 か月しかないというところで、慎重には重ねてもらいたいところではあります、重大さというところでは、やはりこれは 3 月 31 日までにしっかり切って、翌年度、また新たな提案なり新たな支援の仕方をやっていくべきではないのかなという、この慎重さと重大さの受け止め方をもう一度お願いします。

契約書上の話で期間の所なんですけれど、第 5 条に期間が延長された場合にはと載っているものの、第 3 条の 2 項に基づき契約が延長されたと書いてあるのです。第 3 条の 2 項というのがこの契約書には載っていないというのが、この契約自体、ちょっとどういうふうな内容なのか。第 3 条の 2 項に基づいて本契約が延長された場合には、甲乙協議の上、延長すると書いてあります。ただ、第 3 条の第 2 項というのが無いということになると、契約を延ばすということがこの契約の中にはうたっていないのではないかと思っております。それが二つ目。

もう一つの 3 点目は、今ほど、4 月中旬ということだったのですけれど、完了して議会に情報が共有されるのはいつなのでしょう。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

まず、契約書の中身の齟齬^{そご}というか瑕疵の部分、御指摘いただきまして、私どもも承知しまして、契約期間の延長に関する覚書を結ぶなかで、原契約の訂正というところで条項を設けたいと今のところ考えております。

議員の皆様にお知らせというところですが、当然、4月中旬、ある程度情報が揃った時点ではきちんとお知らせさせていただきたいと考えております。

ずっと説明しているとおり、今のところ、当初説明したスケジュールより遅れているのですが、中間報告で説明していたようなスケジュールどおりには進んでいるところで、ずっと今年度から続いている業務ということですので契約期間の延長で新たなものではなくて、例えば、新しい当たり線が出たところで、また次の契約に入っていきたいと考えているところでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

契約書上でまた変更だったというので了解しましたが、覚書等で契約日は最後はどこまで延長するのか。それがきっと報告として上がってくる最終日になると思うので、それを町が見て、また議員が知るといのは結構後になってしまうのではないかと考えているところなのですが。例えば4月末として、この繰越明許費で翌年度に上げていくわけですが、その締日というのは今のところどのように考えているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今、議員からお話があったとおり、一応4月末をめどにしているところでございます。

議長（恩田 稔）

9 番、栗原洋子議員。

（9 番）栗原洋子

契約の延長ということで、今回の繰越明許費が上がっています。委託料の中身、業務内容が終わっていないということなのですから、この3月31日に契約が終わるというお話で今まで来たと思うのです。この時点でサヴィルズ・ジャパン(株)さんの成果なり町の検証というのは議会に報告はしてもらえないのでしょうか。そして、今まで使った委託料400万円のうち、どれだけ使われたのか。それも議会のほうにきちんと報告をしていただきたいと思います。

それから、1月末にスケジュールを頂きましたけれど、説明もありました。3月末に臨時会で委託料を計上するというので、新たに契約料というのは今回上がっていないですよ。そこを教えてください。

4月1日には新年度事業委託契約の締結なっていますが、これも議会にこのまま提案をしないで締結をするのか。もう一度、臨時議会を開くのでしょうか。

まず、そこをお願いします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

現契約は3月31日までですが、先ほど申し上げたとおり事業完了していないため、契約を延長するということで、400万円はまだ支払ってごさいません。当然、事業完了後に支払うというかたちになろうかと思います。

もし、新しい提案が出てきた時点で向かおうということになれば、新しい契約になりますけれども、その際は予算を伴うものですから、事前に議員の皆さんに御報告をさせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

それでは、また新たに契約をするわけですよね。新年度の事業の委託契約を締結するというのが4月1日とスケジュールに載っているのです。議会にこれも通さなければいけないと思うのですが、議会には全くまだそこまで説明は無いのでしょうか。どういうふうな委託契約をするのか、改めて出す必要があるのではないのでしょうか。

そして、4月16日に提案の締切とありますけれど、事業者からの提案がこの日にあるのかどうか、教えてください。

去年のエンジニアリングレポート、施設診断の中で、今までも修繕費を使ってきたわけですが、施設の短期修繕更新費用ということで調査をしています。これは昨年9月に公表していますが、現地調査を行った結果、「調査を行った2024年8月から1年以内に今すぐ行うべき修繕を要する項目は特に見受けられない」と書いてあるのです。今までの修繕について、この調査の結果は反映していないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

4月中旬までに事業者からの提案ということではなくて、仲介業者のサヴィルズ・ジャパン(株)さんがこういう事業者から提案がありましたという報告は当然あろうかと思います。その後、もし、提案業者があれば、プレゼンをしていただくようなかたちになろうかと思います。

あと、エンジニアリングレポートの件でごさいます。当然、今回の令和7年度予算等にもニュー・グリーンピア津南の修繕料を計上させていただきましたけれども、何度も申し上げてありますとおり、利用されるお客様の安全を守るための経費ということで、どうしてもやらなくてはならない修繕費ということで御理解いただければと思っております。

あと、その都度、情報は議会のほうにも御説明させていただきたいと考えております。

議長（恩田 稔）

9 番、栞原洋子議員。

（9 番）栞原洋子

修繕のほうですけれど、この調査の結果がきちんと出ているわけですから、今までの修繕費、本当に緊急修繕費用ということになるのか、ちょっと疑うということになりますけれど、どうしても必要な予算だったのかなと思います。

それから、4 月 1 日に締結をするを書いてありますけれど、議会にはいつ、この締結の説明なり提案があるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

提案業者が出てきたところで、新たに説明をさせていただくことになると思います。時期的には 4 月中ということになろうかと思います。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

私も議会の認識が間違っているのかもしれませんが、その辺が間違っていたら御指摘をお願いします。江村議員と同様に、繰越明許費の補正でニュー・グリーンピア津南整備事業 491 万 9,000 円というのが繰越明許になっていますけれども、私どもの認識では、8 月の補正予算の時に、いわゆるコンサルの委託料が 400 万円、弁護士費用が 200 万円という認識をしております。1 点、そのコンサルの委託料 400 万円というのが契約書では 330 万円になっているのですけれども、これは消費税とかいろいろはどういうふうに。普通、委託料は消費税込みで出すのが一般的なのですけれども、その辺の数値がなぜ 330 万円が 400 万円になっているのか。間違っていたら御指摘ください。弁護士費用の 200 万円というのは、先ほどの副町長の説明だと今回の繰越明許は 91 万 9,000 円とおっしゃっていましたけれど、ということは、100 万円くらいはもう使って払ったのかな、まだ 91 万 9,000 円分仕事が残っているのかなという認識があるので、この辺を詳しく御説明いただきたいと思います。

2 点目は、福祉保健課長なのですけれども、児童手当の負担減ということで、歳入と歳出両方上がっています。県の負担減が 100 万 6,000 円で減額補正しています。今度、支出のほうは、この 10 倍の 1,300 万円減額補正していますね。県の補助金が 100 万円なのに、津南町は 1,300 万円も減額補正するというのは、どういうふうにこの数値が県と津南町でリンクしているのか、その辺が。県はもう 100 万円減額しますよと言っているのですけれ

ども、町は 1,300 万円もいないのですよという、それはどういうふうなつながりになっているのか、その辺を御説明いただければと思います。

以上です。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

それでは、前段のニュー・グリーンピア津南に関する御質疑でございます。議員お見込みのとおり、業務委託契約につきましては 330 万円プラス消費税ということで結んでおりますが、予算を計上する時に、これはまだ確定していなかったのですが、400 万円以下でやろうという話を頂いていましたので、取りあえず 400 万円で計上させていただいております。ですので、決算のところでは若干の不用額が出てくるかと考えております。

弁護士費用、お見込みのとおりで、3 月中に終了した部分につきまして 100 万円ちょっとになります。そこは今、支払済みでございます、これからまた中旬までいろいろ弁護士の相談業務等もありますので、この 91 万 9,000 円を繰り越させていただくということでございます。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

児童手当に関する御質疑でございます。先ほど、お話をさせていただきましたけれども、児童手当につきましては、制度改正に伴いまして高校生年代まで支給対象が拡大されたということ、また、加算対象として大学生年代まで広がったというなかで、当初の国の申請につきまして、本人の申請前に申請する必要があったということでシステムからの人数を基に算出したということでございます。

県のほうが減額が少ないのですけれども、今回の制度改正に伴って国のほうの交付金はかなり増やさせていただいたのですが、県のほうの負担はほとんど変わらなかったというなかで、今回、減額の幅は少なくなるということでございます。ちなみに、今回、10 月から新たに対象となりもらえるようになった認定者というのは 45 名ということでございまして、額改定で金額が増額になった改定者が 129 名というかたちで支給はされております。負担割合のほうは、すみません、今日は資料を持っていないのですけれども、今回の制度改正に伴って、国の負担が多くなったということでございまして、県の負担は従前と大きく変わらなかったというなかで、今回の制度改正分の増額については、国の交付金の負担金を大きく減額させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（７番）風巻光明

今ほどの副町長の説明で、330 万円プラス消費税、ということは消費税は別枠で 33 万円払わなければいけないということと私は解釈しているのですけれども。何回も言うけれど、補助金は消費税は消費税は付きませんが、委託料はどこの委託料でも消費税込みで払っているはずなのです。例えば、萌木の里だとか、駅の温泉だとか、クアハウス津南とかみんな委託料を出していますけれど、普通は全部（消費税込みの）委託料の金額を予算と決算に計上しているのです。なぜ、サヴィルズ・ジャパン(株)だけ 330 万円のほかに消費税 33 万円というようなかたちで委託をするのか、その辺を明快に教えていただきたい。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

消費税込みの委託料です。込みの額になっております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 41 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

８番、石田タマエ議員。

（８番）石田タマエ

議案第 41 号について、反対の討論をさせていただきます。

討論、採決は議案ごとという議長の指示ではございましたが、41 号、42 号、43 号、それぞれに関連する事項ですので、併せて討論をさせていただきます。

今ほど、質疑もさせていただきましたが、まず、議案第 41 号について、繰入れを減ずる額 1 億 5,000 万円、これを私はゼロとするべきではないかと思えます。1 億 5,000 万円を減じないで、これを病院事業会計の赤字補填として 1 億 5,000 万円、一般会計から繰出金として補正をし、病院事業会計のほうでは、この 1 億 5,000 万円を経常収入に入れて、先ほど質疑もさせていただきました病床削減による 1 億 5,500 万円は特別収益とするべきだと思います。というのは、まず、財政調整基金につきましては、この 1 億 5,000 万円を減じなくても残高見込みが 12 億円程度は残るはず。そうすると、津南町の財政規模で緊急な場合の対応ということでは財政調整基金が 10 億円前後と認識しておりますので、12 億円というのはそう少ない額ではないという認識です。先ほど言いましたが、一般会計のほうで 1 億 5,000 万円を減額しないで病院の補助金のほうに充てる。病院のほうでは、経常収支は 1 億 5,000 万円、一般会計の補助金として入れることによって、経常収支をトント

ンにして、病床削減の１億５,５００万円は特別収益として、結果、純利益が１億５,０００万円前後発生するという会計ですべきだと思います。病院事業会計は、累積赤字が非常に大きくなっております。こういう時でもなければ、累積赤字を減らすということがなかなかできていきませんので、特に今回の病床削減の県の補助金については、全く経常収支に入るべき内容ではなく、累積赤字を減額するべきだと考えて、議案第４１号、４２号、４３号について反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第４１号について採決いたします。

議案第４１号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立９名、非起立２名）—

賛成多数です。

よって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第４２号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第４２号について採決いたします。

議案第４２号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立８名、非起立３名）—

賛成多数です。

よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第４３号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第４３号について採決いたします。

議案第４３号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立８名、非起立３名）—

賛成多数です。

よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第 44 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 9

議案第 45 号 令和 7 年度津南町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議長（恩田 稔）

議案第 44 号及び議案第 45 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 44 号及び議案第 45 号を一括して主なものを説明いたします。

総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の増、デジタル活用推進事業債の増。歳出で、庁舎暖房設備故障によるブルーヒーター借上料及び庁舎整備工事費の増、大阪関西万博関連事業費の増でございます。

福祉保健課関係では、病院整備費に係る出資金の増でございます。

観光地域づくり課関係では、歳入で、地域経済循環創造事業国庫補助金の増、観光地域づくり支援事業県補助金の増。歳出で、地域経済循環創造事業交付金の増、観光誘客動画撮影委託料の増でございます。

教育委員会関係では、歳入で、公立学校情報機器整備事業債県補助金の増。歳出で、保育園立ち木枝打ち処理手数料の増、保育園ごみ収集運搬処理委託料の増、第二期 GIGA 端末等パソコン使用料の減、上郷小・芦ヶ崎小立ち木枝打ち処理手数料の増、小学校 GIGA スクール構想に係るコンピュータ関連整備購入費の増でございます。

病院事業会計では、電子カルテオンライン診療システムの導入に関する補正でございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

副町長（根津和博）、福祉保健課長（野崎 健）、観光地域づくり課長（村山詳吾）、教育次長（高橋昌史）、病院事務長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

まだ令和 6 年度が終わっていないうちに令和 7 年度の補正予算が出ると、私はどうも非常に納得がいけないというか違和感があるのですけれども、そのうち、この歳入で繰越金増というのが 8,300 万円、1 億 5,000 万円の令和 7 年度の予算に対して 8,300 万円の増と

なっていますけれども、それで2億3,300万円。これを見ると、繰越金の増は前年度繰越金が増になりましたという項目になっていますよね。前年度の繰越金増なんて、こんな8,300万円ばかりのスケールではないと思うのですけれども、まだ決算が出ていないから。決算が出ていないのに、前年度の繰越金が増えました。繰越金は多分4億円以上出ていると思いますよ、前年度からの。それを決算上出ていないのに盛り込んでおいて、そうであれば、ほかは例えば、総務費の国庫支出金3,700万円とか公立学校の整備、これは補助金が入ったから計上しているわけですよね。ということは、補助金が入ったのであれば、繰越金と同じように令和6年度のほうに入れて令和6年度の補正に上げるべきと私は思っていますので。なんでこれは令和7年度の予算で補正を掛けるのかと、令和6年度の繰越金が増えたと8,300万円上がっているのか。というのが決算と来年度予算がごちゃ混ぜになったような補正予算だなどと思っているのですけれども、まずはその辺をお聞かせください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

補助金のほうは、内示を受けているだけで入るのは令和7年度ですので、当然、令和7年度予算に盛り込むわけでございます。繰越金につきましては、決算は9月にしますけれども、6月の補正とかも繰越金を留保財源としているところでございます。まだ繰越額は確定しませんが、3億から4億円くらいの間かなということで見込んでおりまして、財源の調整部分としては、繰越金を今見て財源調整をしているところでございますので、これは例年やっている作業でございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

先ほどのそういったものがまだ、お金が来年度になってからでないと入らないということであれば、入ってから補正を掛ければ良いのではないですか。なぜ今、まだ令和6年度なのに令和7年度の補正ということで慌てて上げているのか。入っていないのだから、お金の使いようもまだ令和7年度しかないわけですから、入ってから補正予算を上げれば良いのに、なんでまだ令和6年度なのにやっているのかなという、私は大変不思議に思うのですけれども、いつもこういうパターンなのですか。それだけです。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

いずれも予算を作る時は、当然、様々な補助金は当然入っていないわけでございます。令和7年度の査定をする時、予算を作る時は。同じようなところでございます。今、観光地域づくり等の補助金が出ていますので、もし、補足があれば村山課長のほうから。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

国の補助金につきましては、先日、内示がございました。それで事業者の予定といたしましては、今年産米を倉庫に保管したいという倉庫を造る予定があるのですけれども、それに向かうには9月までに完了となりますと年初め早々から向かわないと、6月補正では間に合わないという工期の予定でございます。

また、もう1点の県補助金のほうにつきましても、地域の産物としてアスパラガスを使用するということを今検討しておりますので、そうした場合、6月補正ではもうアスパラの時期は終わってしまうということで、どうしても今の時期に補正させていただきたいというような内容でございます。

よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

病院の電子カルテとか学校のデジタル化というのは、もう今年度から分かっていたことです。ですから、なぜ令和7年度予算に上げないで補正で上げるのかなという。今更急に沸いた話ではないので、なんで令和7年度予算に上げなくて補正というかたちで上げるのかなと、私はその辺が不思議に思うのですけれど。これが直前に決まったということだったら、私も分かります。この電子カルテとか学校のデジタル化というのは、もっと前から方針は決まっていますよね。町長は首を横に振っていますけれど、では、これをやらなければいけないといつ決まったのですか。つい最近決まったのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員御指摘のとおりです。会計の1年間の流れについて、議員も何十年もやられていらっしゃるのではお分かりかと思いますが、最近の傾向といたしましては、国の補正予算で大型のものは政権交代などが起こりますと年度途中、しかも、今回は12月に入ってからございましたので、それを合わせて県とか市町村が令和7年度予算を組むわけですが、その時点ではまだ申請をしている段階で、内示を受けているわけではありませんので、確実

にという意味では内示を頂いた段階で補正をさせていただくということで進めているわけです。おっしゃっていただいているとおりでありまして、特に問題の無い管理会計を行っているところです。最近、そういったことが多いものですから、また、この会計の1年の流れということについては、議会の皆様にまた改めてうちの財政部門のほうからレクチャーが必要であれば、させていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

デジタル活用推進事業債とかは、当初予算の時にはまだ出てこなかった事業でございます。その時、当初予算には上げられなかったものでございます。病院の新しい地方経済生活環境創生交付金につきましても、内示等が出たのが当初予算を組んだ後ということで、御理解いただければと思います。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

1点だけです。大阪万博なのですけれども、調査で行きたい人が30%に満たない、その程度だそうです。そして、ここに負担金は200万円出しましたけれど、旅費が職員の旅費宿泊料ということで、7月13日から17日の五日間、職員何名で宿泊料が1泊幾らなのでしょう。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

予算の見込といたしましては、5人掛ける2泊掛ける3交代掛ける1泊約1万5,000円辺りを計上しております。ずっと行っているわけにもいきませんので、交代で行くようなかたちで予算を計上してございまして、そのほかに交通費等も入っているところでございます。新幹線は湯沢から大阪の往復等で、これも5人掛ける3交代というところで予算を計上しております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

職員がそういうふうに5人、交代でも行くわけです。今、4月は職員の異動があったり、退職があったり、ベテランの職員も退職したりということで、業務に本当に支障が無いの

か心配なのですけれども。新潟県でも四つの自治体しか参加していないわけですから、これで本当に検証していただいて、誘客がどの程度できるのか。どの程度、津南町のイメージがアップするののかというのもきちんと検証してやってほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

職員の負担を減らすために3交代ということでやるわけですので、御理解いただきたいと思います。

どういうふうな検証ができるかなのですけれども、そのブースに来た人数でやるべきなのか、どういうやり方かは分かりませんが、例えばアンケート等を取れるのかどうか、まだ県との調整もございますので分かりませんが、終わった後は報告はさせていただきます。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

宿泊は1泊幾らなのでしょう。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど申し上げましたとおり、今のところ1万5,000円で予定しております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

2点ほどお伺いします。

まず、1点目は、先ほどの風巻議員の質疑の中で私がどうしても理解できなかったのですが、繰越金の当初予算1億5,000万円、これは見込額でということは理解できるのですが、8,300万円の補正、これの根拠を教えてください。

それから、もう1点は教育委員会にお伺いします。保育園でおむつを持ち帰りしないで保育園のほうで処理していたということで、それならば、ついでに資源ごみをという意味合いで私は受け取ったのですが。例えば、保育園のおむつ持ち帰りをしないというのは子育て支援の一環として保護者負担を減らすという意味合いでしてきたと思うのですが、

それならば、保育園のこれもやってくれ、あれもやってくれというのを補正予算までしてというのをどこまでやるべきだと判断しているのか、そこ辺りを教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

それでは、前段の繰越額 8,302 万 7,000 円の根拠というお話でございます。今回の補正で 1 億 6,184 万 5,000 円を追加させていただいていますが、ここから国庫支出金 3,750 万円、県支出金 1,921 万 8,000 円、町債 2,210 万円を引いた額が 8,302 万 7,000 円ということになりまして、財源調整のため繰越金を充てるものでございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

保育園の関係のごみの収集運搬処理の委託料ということで御質疑を頂きました。議員御賢察のとおり、これは当初は、保育園のほうで紙おむつをそれぞれ子どものものをみんな分けて、それを保護者が持ち帰っていたというなかで、非常に保護者のほうからこういったものは何とかならないかなということがあったものですから、私どもとしては、今度は保育園のほうでそれを管理するなかで、ごみの収集運搬に来ていただいて、それを処理するというかたちを執らせていただいてきております。加えて、先ほども申し上げましたが、どこまでということになります。当然、今までは可燃ごみのおむつだけだったのですが、現場、特に保育士等々が少ないなかで、作業効率であったり働き方改革というなかで、常に出るわけではないのですけれども、そういった古紙とかのほかにも出たときには職員がそれを処理をしなければいけないことになります。そういったところの負担軽減も含めまして、今回、少し上乗せをして、一緒に来てもらうものですから併せて。回数を増やすということではなくて、そういったときにはプラスアルファで持っていってもらう、処理してもらうというようなことで今は考えています。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

まずは繰越金については、私の認識が違ったのかもしれません。前年度決算をして不用額が繰越金になると思っていたのですが、なんでその不用額が明確にならないのに補正が出てくるのだろうと疑問だったのです。財源調整ということでしたので、もう 1 回、勉強し直してみます。

それから、保育園の事情は分からないでもないのです。ないのですけれども、例えば、おむつ収集に来たついでに資源ごみを持っていってもらうのにお金が掛かるということなの

でしょうか。ついでに持っていってもらくらい、持っていってもらって良いのではないかと思います。そこ辺りが今後、それならこれを、それならこれをということがだんだん出てくる。働き方改革と言ってしまうと全部そこに行ってしまうと、何でもかんでも出てくると思うので、その辺はある程度、きちんと線引きがいるのかなと思います。

議長（恩田 稔）
教育次長。

教育次長（高橋昌史）

今ほどの議員御指摘のとおりでございます。今回、おむつのほかにも古紙と可燃ごみというところがありますが、そこは精査させてもらって。これは収集業者のほうに見積りを取らせていただいて、こういう処理の仕方をしたいので今の料金で委託できるか、その辺の足し算の部分があるかということでお聞きした結果として、少し上乗せ分が出てきたということでございますので、御理解いただければと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 44 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 44 号について採決いたします。

議案第 44 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 45 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 45 号について採決いたします。

議案第 45 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 7 年第 2 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前 11 時 55 分）—